

一般社団法人 日本木造住宅産業協会会員の皆さんへ

木住協工事総合保険

全ての住宅・一般建築物（事務所・倉庫・店舗など）工事が補償対象

NEW

建設工事保険にて
**建設用工作車
補償特約を
新設しました！**

おすすめ

建設工事保険にて
**物価上昇等の
調整に関する特約が
自動セットされます！**



5つの特徴

- ① 保険料が割安！スケールメリットを活かした木住協会員専用の割引です！
- ② 地盤崩壊危険補償特約は掘削地域近辺の損害もカバー！
- ③ 建売物件は完成後引渡しまで最大1年間建物補償が自動延長！
- ④ 請負業者賠償責任保険にて「レンタル重機(借用財物)の紛失・盗取」も補償！
- ⑤ 生産物賠償責任保険にて引き渡した物件について「事故原因部分」の賠償損害も補償対象！
(事故原因箇所以外の財物損壊等がある場合)



申込締切日 2025年3月14日(金) 保険期間 2025年4月1日～2026年4月1日(1年間)



一般社団法人 日本木造住宅産業協会

運営事務局：株式会社新都心エージェンシー
(幹事代理店)

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

木住協工事総合保険の概要

この保険は、一般社団法人日本木造住宅産業協会(以下「木住協」といいます。)が保険契約者となる団体契約です。木住協の会員企業様を取り巻くリスクについて、幅広い補償を全工事包括的に(新築工事やリフォーム工事等すべての建築工事が対象)提供する木住協会員専用の保険制度です。

ご加入いただける方

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

- 申込人
- 記名被保険者

一般社団法人日本木造住宅産業協会の会員である法人に限ります。

保険期間

2025年4月1日 午後4時
～
2026年4月1日 午後4時
(1年間)

各工事の補償期間の考え方

下表の赤色部分で発生した事故が、補償対象になります。

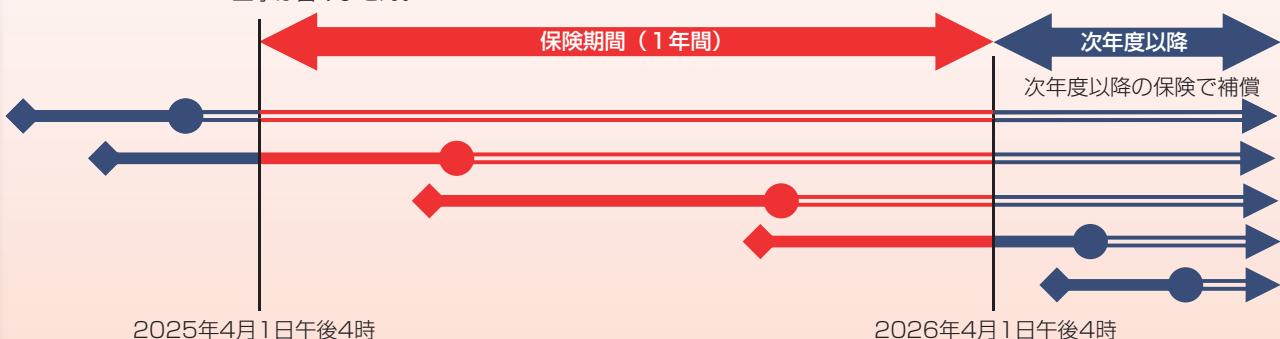
◆：着工 ●：引渡

— [工事物件の補償]
— [工事期間中の損害賠償責任]

= 完成引渡後の損害賠償責任

※建設工事保険においては、建売住宅および宅建業者が販売する分譲住宅の場合は、対象工事が完成した時から1年間とします。

※メインテナンス期間に関する特約は引き渡しから1年間を補償します。保険期間の開始時以前に引渡しが完了した工事は含みません。



補償の対象となる方（被保険者）

(1)工事中の賠償事故… ご加入者^(注) 下請負人^(注) 発注者^(注) (注)役員、従業員を含む

		加入者が元請の場合	加入者が下請業者Aの場合
被保険者	発注者	○	○
	元請業者	○	×
	下請業者A	○	○
	下請業者B	○	×

○：記名被保険者 ○：追加被保険者 ×：被保険者ではない

※ご加入者が下請業者(下請業者A)である場合、下請業者Aの下請負人は被保険者に含まれます。

(2)工事終了後の賠償事故… ご加入者^(注) 下請負人^(注) (注)役員、従業員を含む

(3)施設に起因する賠償事故… ご加入者^(注) 下請負人^(注) 発注者^(注) (注)役員、従業員を含む

<ご注意:(1)～(3)共通>

下請負人、発注者、役員および従業員は、ご加入者(記名被保険者)の対象業務の遂行により法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り補償の対象となります。

ご加入者が「元請業者」の場合、被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、以下のとおり補償します。

- 発注者↔元請負人、発注者↔下請負人の間の事故…身体障害、財物損壊とともに補償
- 元請負人↔下請負人、下請負人A↔下請負人Bの間の事故…財物損壊のみ補償

木住協工事総合保険の特徴

POINT
1

保険料が割安

○木住協会員のために開発された制度で、団体契約のスケールメリットにより、各種保険に個別に加入するより保険料が割安です。
この制度に入るのは、木住協会員だけ!!

POINT
2

手続きが簡単

○建物新築工事をはじめとして、配管・電気設備工事から門・塀・垣工事等まで建物関連工事を1契約にまとめ、貴社が行うすべての建物建築に関する工事が自動的に補償されるため、保険手配の漏れを防ぎます。

POINT
3

幅広い補償で安心

○加入者の工事(施工中、工事終了引渡後)におけるリスクをまとめて補償!
○発注者と受注者(記名被保険者)およびそのすべての下請負人が補償の対象に!
※下請業者が加入する場合、元請業者は対象となりません。また、生産物賠償責任保険では発注者は補償対象外です。

POINT
4

建売住宅の補償が広い

○請負契約のない建売住宅の工事も対象となり、住宅完成後も引渡までの間(最長1年間)工事物件の補償を延長します。
※補償が延長されるのは、保険期間中に完成した物件のみです。

ご契約のパターン

プラン	工事物件の補償	賠償責任の補償		
		①工事中の 損害賠償責任	②事務所、モデルルーム 等の所有・管理に起因 する損害賠償責任	③完成引渡後の 損害賠償責任
A	○	○	○	○
B	○	○	○	×
C	○	×	×	×
D	×	○	○	○
E	×	○	○	×

補償の全体像（概要）

工事中の事故

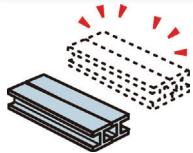
建設工事事故



○溶接の火花が断熱材に着火し、建物が全焼した。



○洪水で、建築中の建物に損害が発生した。



○工事現場に保管中の工事用資材が盗まれた。



○陸上輸送中の事故により工事用資材が破損した。

賠償事故



○部材を落とし、隣接する建物を壊した。



○道具を落とし歩行者にケガを負わせた。



○工事中に、自社倉庫で保管していた発注者の家財を壊した。



○土地の掘削工事中に周辺の家屋が倒壊した。

完成後の事故

工事完成後、引渡し前の事故



○建売住宅完成後、売れる前に、洪水によって建物に損害が発生した。



○建売住宅完成後、売れる前に、自動車が衝突し建物に損害が発生した。

メインテナンスに関する事故



○6か月点検時、玄関のドアの不具合を調整中、玄関ドアが外れて建物に損害を与えた。



○給水管の施工ミスにより漏水が発生し、給水管の再施工が必要となった。



○空調設備を修理していたところ、壁に穴を開けてしまった。

引渡し後の賠償事故



○引き渡した給排水管の施工ミスにより水漏れが発生し、家財に損害を与えた。



○引き渡した建築物の外壁材が落下し、通行人にケガを負わせた。

それ以外の事故

施設に関わる賠償事故



○事務所の階段が汚れており、来訪者が滑ってケガをしたことにより損害賠償責任を負った。



○モデルルームの階段の手すりが外れ、見学者にケガを負わせた。

対象となるプラン

■建設工事保険

住宅などの建物の建築工事中に生じた火災・台風・豪雨・洪水・雪・土砂崩れ・盗難・取扱上の拙劣などの不測かつ突発的な事故による工事対象物の損害について保険金をお支払いします。

■請負業者賠償責任保険

工事中に生じた事故が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任を補償します。

■受託物損壊補償特約(オプション)

仕事の遂行に伴い受託している発注者が所有する家財を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任を補償します。

■地盤崩壊危険補償特約(オプション)

不測かつ突発的に発生した地盤の崩壊に起因する財物の破損などについての損害賠償責任を補償します。

■建設工事保険

建売住宅の場合、工事物件の補償が完成後引渡まで最長1年間延長されます。

※保険期間中に完成した物件が対象となります。

■メインテナス期間に関する特約(オプション)

引渡から1年の間に、不測かつ突発的な次の事故により保険の対象に生じた損害を補償します。

- ・工事の対象物について、その引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥によって生じた事故
- ・工事請負契約書に従って行う補修作業中に発生した、当該補修作業の拙劣もしくは過失による事故

■生産物賠償責任保険

工事の目的物を引き渡した後、工事の不備などにより生じた事故で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の損害賠償責任を補償します。

■施設賠償責任補償

業務に付随する施設の欠陥または管理の不備などにより、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の損害賠償責任を補償します。

A B C D E

○ ○ ○ × ×

○ ○ × ○ ○

★ ★ × ★ ★

○ ○ ○ × ×

★ ★ ★ × ×

○ × × ○ ×

○ ○ × ○ ○

○：基本補償 / ★：オプション

補償内容

建設工事保険

1事故あたりの支払限度額

各工事の保険金額
(=請負契約金額+支給材料の金額
-保険の対象に含まれない工事の金額)
※建売住宅の場合は、その建売住宅の
建設に要する費用の額

1事故あたりの免責金額

- ①火災・落雷・破裂・爆発による損害
…なし
- ②土木工事部分に生じた損害
…1事故につき10万円
- ③盗難、上記①、②以外
…1事故につき5万円

臨時費用保険金に関する特約 (自動セット)

- 1事故あたりの支払限度額
損害保険金の20%
(1回の事故につき300万円限度)

賠償責任保険

1事故・ 保険期間中 支払限度額

1億円、2億円、3億円、5億円
(身体障害賠償、財物損壊賠償共通)
※保険期間中の総支払限度額となります。

免責金額

なし

借用財物損壊補償

1事故につき500万円
※免責金額:なし

初期対応費用

1事故・保険期間中1,000万円

工事遅延損害補償

1事故につき「対象工事の請負契約書に規定された工事遅延による損害賠償金の額または違約金の額」または「1,000万円」のいずれか低い額

訴訟対応費用

1事故・保険期間中1,000万円

使用不能損害 拡張補償

1事故・保険期間中1,000万円

生産物自体の 損害補償

1事故・保険期間中1,000万円
(プランA・Dのみ)

被害者治療費等

1名につき死亡・重度後遺障害
50万円、入院10万円、通院3万円
1事故・保険期間中1,000万円

オプション

受託物損壊補償
(標準)

1事故・保険期間中100万円

人格権侵害補償

1名につき100万円
1事故・保険期間中1,000万円

オプション

受託物損壊補償
(3倍型)

1事故・保険期間中300万円

広告宣伝活動に による権利侵害補償

1名につき100万円
1事故・保険期間中1,000万円

オプション

地盤崩壊危険補償
(ベーシック(旧ワイド))

1事故・保険期間中1,000万円
※免責金額:1事故につき5万円
縮小支払割合[通常は補償対象外となる部分のみ]^(注) 50%

対物超過費用補償

1事故につき50万円
保険期間中1,000万円

オプション

地盤崩壊危険補償
(プレミアム)

1事故・保険期間中1,000万円
※免責金額:1事故につき5万円
縮小支払割合[通常は補償対象外となる部分のみ]^(注) 100%

(注)次ページの図をご参照ください。

保険の対象の範囲

<建設工事保険>

- ①工事の対象物
- ②①に付随する支保工、型枠工、足場工等の仮工事の対象物
- ③①および②の工事のための仮設の電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備
- ④現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。)
- ⑤工事用材料および工事用仮設材
※ただし、据付機械設備等の工事用仮設設備、工事用機械・工具、航空機・船舶・機関車・自動車、設計図書・証書・帳簿・通貨・有価証券等は保険の対象に含みません。

<賠償責任保険>

- ①住宅および一般建築物の建築業務
- ②住宅および一般建築物の販売業務
- ③土木工事
- ④前記①～③に付随するアフターサービス(仕事の成果物を対象として、被保険者が契約上の責任に基づいて行う点検業務または修理業務)

対象となる工事

<建設工事保険>

記名被保険者
(②、③は主たる

①建物の建築工事

- 住宅等の建築工事
(新築だけではなく、リフォーム工事を含みます。)

②建物に付帯する下記

- 冷暖房・空調設備工事
- 給排水・給湯設備工事
- 電話・通信設備工事
- 照明設備工事
- 防犯・防災設備工事
- 上・下水道管、ガス管、の配管工事

<賠償責任保険>

住宅および一般建築物建築工事(増築、改築、内・外装

NEW

物価上昇等の調整に関する特約 (自動セット)

請負金額の積算単価の30%までを限度に、増加分を復旧費に含めることとします。ただし、費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の130%を超えないものとします。

建設用工作車補償特約 (オプション)

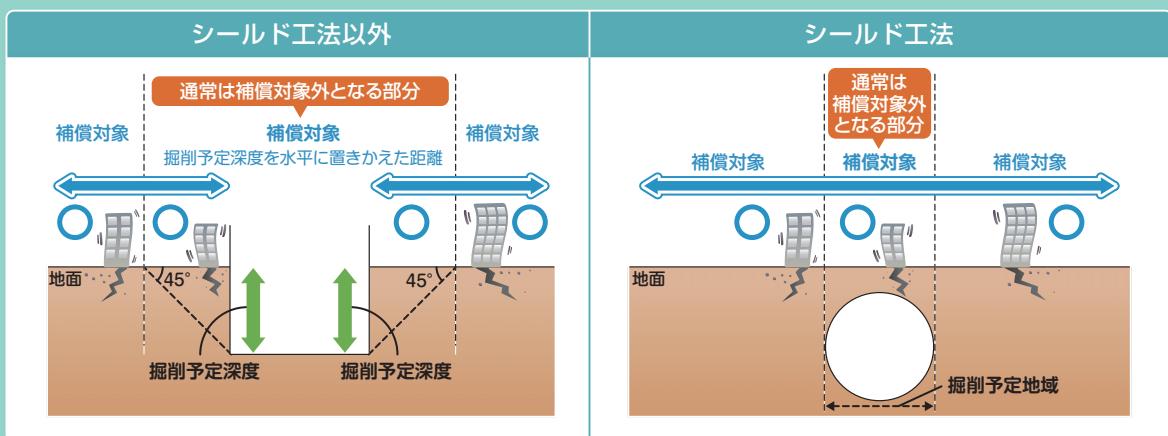
- 支払限度額
保険期間中通算500万円
- 免責金額
1事故かつ1台につき10万円

メインテナンス期間に関する特約 (オプション)

- 1事故あたりの支払限度額
各工事の保険金額
- 1事故あたりの免責金額
損害の額の20%または20万円のいずれか高い額

地盤崩壊危険補償の補償範囲

ベーシック・プレミアム補償



縮小支払割合(通常は補償対象外となる部分のみ)

ベーシック	50%
プレミアム	100%

オススメ!

縮小支払割合の適用なし!

が保険期間中に行う建物に関する次の工事が対象です。
工事がその建物敷地内で行われる工事に限ります。)

に掲げる設備工事

- ③建物に付帯する下記に掲げる土木工事
- 冷凍冷蔵設備工事
 - 厨房設備工事
 - 電気配線工事
 - ガス供給設備工事
 - 電線用・通信用配管等
 - 基礎工事
 - 整地工事
 - 雨水・排水処理工事
 - 切盛高1m以下の切土・盛土・擁壁工事
 - ブロック舗装工事
 - 門、塀および垣工事(ただし擁壁工事を除きます。)
 - アスファルト舗装工事
 - コンクリート舗装工事
 - 路盤築造工事
 - 造園工事(ただし植栽のみの工事を除きます。)

- ★次に掲げる工事は対象から除外します。
- 解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事
- 建物移設工事
- 鋼構造物を主体とする工事(工場敷地内の生産設備・発電機、焼却炉、クレーン等の組立工事をいい、左記②に掲げる工事は該当しません。)
- ガラス温室工事または膜構造物工事
- 請負金額が100億円を超える工事
- ★下請工事、共同企業体(JV)工事、官公庁発注工事のいずれかまたはすべてを除外することができます。

または修繕工事を含む。)+土木工事(道路工事、管工事、地下工事、土地造成、土工工事)

保険金をお支払いする主な場合:工事(建設工事保険)

工事物件の補償

基本補償

保険期間内に、工事現場(日本国内に限ります。以下同様とします。)において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

たとえば、次のような損害が対象となります。

- ・火災、爆発、落雷によって生じた損害
- ・台風、旋風、竜巻、暴風、突風その他の風災等の風によって生じた損害および雹(ひょう)によって生じた損害^(注1)
- ・地すべりまたは土砂崩れ等によって生じた損害
- ・盗難による損害
- ・労働者、従業員または第三者の取扱上の拙劣、悪意または過失による事故によって生じた損害
- ・設計、施工、材質または製作の欠陥に起因する事故によって生じた損害。ただし、事故に至らない欠陥の修理、取替、補強に要した費用はお支払いしません。
- ・航空機の落下、車両・船舶等の衝突によって生じた損害

(注1)台風、旋風、暴風、竜巻、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れ、雹(ひょう)災、豪雪、雪崩(なだれ)、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなし保険金をお支払いします。

水災危険に対する補償

高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れによって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。^(注2)

(注2)台風、旋風、暴風、竜巻、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れ、雹(ひょう)災、豪雪、雪崩(なだれ)、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなし保険金をお支払いします。

雪災危険に対する補償

氷または雪(豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩をいい)、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業を除きます。)による不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。^(注3)

(注3)台風、旋風、暴風、竜巻、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れ、雹(ひょう)災、豪雪、雪崩(なだれ)、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなし保険金をお支払いします。

一部使用による火災危険に対する補償

保険の対象である工事の対象物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発^(注4)によってその使用部分に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

(注4)破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

荷卸危険に対する補償 「損害保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「臨時費用保険金」合計で1事故100万円限度。

工事現場における輸送用具からの保険の対象の荷卸作業中において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故による損害に限ります。

陸上輸送危険に対する補償 「損害保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「臨時費用保険金」合計で1事故100万円限度。

加入者の所有する工場または資材置場等において保険の対象ごとに輸送開始のため積込みを開始した時から、通常の輸送過程を経て、工事現場において荷卸しを開始した時までの陸上輸送中^(注5)において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故による損害に限ります。

(注5)陸上輸送中とは、その区間内の一時保管中を含みます。

メインテナンス期間に関する特約(リミテッド・メインテナンス)

住宅の引渡しから1年の間に、不測かつ突発的な次の事故により保険の対象について生じた損害に対して保険金をお支払いします。

①工事の対象物について、その引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥によって生じた事故

②工事請負契約書に従って行う補修作業中に発生した、当該補修作業の拙劣もしくは過失による事故

建設用工作車補償特約

工事現場に所在し、加入者が所有する建設用工作車の損壊及び盗難によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。ただし、リース車両及び登録、車両番号を受けているものは対象外となります。

物価上昇等の調整に関する特約

請負金額の積算単価の30%までを限度に、増加分を復旧費に含めることとします。ただし、費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の130%を超えないものとします。

保険金をお支払いする主な場合：賠償責任（1）

工事業務中の損害賠償責任：請負業者賠償責任保険

被保険者（保険契約により補償を受けられる方。以下同様です。）が行う請負作業^(注)遂行中に発生した偶然な事故、または被保険者が請負作業^(注)遂行のために所有、使用もしくは管理する日本国内に所在する施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

（注）対象となる請負作業（仕事）は以下の通りです。

- ①住宅および一般建築物の建築（増築、改築、内・外装または修繕工事を含みます。）
- ②住宅および一般建築物の販売
- ③土木工事
- ④上記①～③に付随するアフターサービス

（仕事の成果物を対象として、被保険者が契約上の責任に基づいて行う点検業務または修理業務）

管理財物損壊 補償特約 [自動セット]	被保険者の管理下にある財物（仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含み、目的を問いません。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
借用財物損壊 補償特約 [自動セット]	被保険者の仕事の遂行のために、作業場内において使用または管理する借用財物（仕事の遂行のためにリース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物を含みます。なお、財物には自動車を含み、土地またはその定着物を含みません。以下同様です。）を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）したことにより、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
工事遅延損害 補償特約 [自動セット]	原因事故（保険金のお支払いの対象となる身体障害・財物損壊事故をいいます。以下同様です。）が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から起算して6日以上の工事遅延が発生し、その結果、対象工事の遅延について記名被保険者が発注者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（違約罰としての違約金を含みません。）に対して保険金をお支払いします。 <特約の対象となる工事> 次の①から③までをすべて満たす工事で、「原因事故が発生してから履行期日が短縮された工事」または「原因事故の発生の有無を問わず、工事請負契約が解除された工事」を除きます。 ①記名被保険者が単独で元請負人となる工事 ②原因事故が生じた日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事 ③記名被保険者と発注者の間に請負契約書が存在し、請負契約書の中に遅延規定および履行期日が定められている工事
受託物損壊 補償特約、 受託物損壊 補償特約 (3倍型) [オプション]	被保険者の仕事の遂行に伴い受託している発注者が所有する家財（以下「受託物」といいます。）を損壊（滅失、破損または汚損）したことにより、被保険者が受託物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払います。
地盤崩壊危険 補償特約 (ベーシック) 地盤崩壊危険 補償特約 (プレミアム) [オプション]	被保険者の行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、次の①または②の損害に対して保険金をお支払いします。 ①不測かつ突然に発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出もしくは流入（以下併せて「地盤の崩壊」といいます。）に起因する、土地、土地の工作物（基礎、付属物および収容物を含みます。）もしくは植物の損壊または動物の死傷（以下、この特約の説明においては併せて「財物の損壊」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ②地下水の増減によって生じた地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

完成引渡後の損害賠償責任：生産物賠償責任保険（プランA・Dのみ）

被保険者が行った仕事^(注)の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して保険金をお支払いします。

（注）対象となる仕事は以下の通りです。

- ①住宅および一般建築物の建築（増築、改築、内・外装または修繕工事を含みます。）
- ②住宅および一般建築物の販売
- ③土木工事

保険金をお支払いする主な場合:賠償責任(2)

共通の補償【自動セット】

拡張賠償補償

次の対象事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

人格権侵害	加入している補償に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当行為 (a)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損 (b)口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害
広告宣伝活動による権利侵害	加入している補償に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害* ※広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板、インターネット等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報提供を行うことにより起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 (a)名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害 (b)著作権、表題または標語の侵害
使用不能損害	加入している補償に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者が他人の財物を使用不能にしたこと。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。 ①財物の使用不能が他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ②事故原因生産物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合(プランA、プランDに加入している場合)
生産物自体の損害 [プランA・Dのみ]	プランA、プランDに加入している場合で、生産物賠償責任保険に規定する損害が発生した場合に、他人の身体の障害または事故原因生産物以外の財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、事故原因生産物自体の損壊。事故原因生産物とは、事故の原因となった生産物または仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物をいいます。

拡張費用補償

被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

被害者治療費等	加入している補償に規定される損害の原因となる事由に起因して事故が発生し、被害者が被った身体障害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用。 (a)被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 (b)被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 (c)被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 (d)見舞品の購入、見舞金または弔慰金を要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。 法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となります。ただし、通常要する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。
初期対応費用	加入している補償に規定される損害の原因となる事由に起因する事故が発生した場合に、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する引受保険会社が承認する費用。 (a)事故現場の保存に要する費用 (b)事故現場の取片付けに要する費用 (c)事故状況または原因を調査するために要した費用 (d)被保険者の役員または使用者を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 (e)通信費 (f)生産物賠償責任保険で対象とする事故が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損壊が発生した場合を除きます。(プランA、プランDに加入している場合) ただし、通常要する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。
訴訟対応費用	加入している補償で争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国裁判所に訴訟が提起されたときに、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用。 (a)被保険者の使用者の超過勤務手当または臨時雇用費用 (b)被保険者の役員または使用者の交通費または宿泊費 (c)訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 (d)被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 (e)意見書または鑑定書の作成にかかる費用 (f)増設したコピー機の賃借費用 ただし、通常要する費用であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。

保険金をお支払いする主な場合:賠償責任(3)

対物超過費用 補償特約 [自動セット]

対物事故による法律上の損害賠償金に対して保険金が支払われる場合において、被保険者が対物超過費用を引受保険会社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この保険契約により、別に保険金が支払われる損害を除きます。

※対物超過費用とは、被害財物の復旧費が、その財物の時価額を上回ると認められる場合において、対物事故の解決のために被保険者が負担した費用をいいます。ただし、復旧費から時価額を差し引いた額を限度とし、対物事故の被害者が損害賠償請求を行っていないにもかかわらずなされる給付は、その名目を問わず除きます。

※被害財物とは、対物事故により損壊した財物をいいます。

※復旧費とは、対物事故が生じた地および時にて、財物を事故発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費をいいます。財物を修理できない場合で再建築または再取得するときまたは修理費が再調達価額を超過する場合は、再調達価額とします。

※対物事故とは、保険期間中に発生した他人の財物の損壊をいいます。ただし、この保険契約により保険金が支払われる損害の原因となるものに限ります。

お支払いの対象となる損害:賠償責任

普通保険約款およびMSLP特約でお支払いの対象となる損害

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦被害者治療費等	「保険金をお支払いする主な場合 <拡張費用補償>」の「被害者治療費等」に記載のとおりです。
⑧初期対応費用	「保険金をお支払いする主な場合 <拡張費用補償>」の「初期対応費用」に記載のとおりです。
⑨訴訟対応費用	「保険金をお支払いする主な場合 <拡張費用補償>」の「訴訟対応費用」に記載のとおりです。

上記①から④までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、上記①から⑨までの保険金の合計で、加入者証記載の支払限度額(総支払限度額)を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意・承認を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、拡張費用補償の「被害者治療費等」の保険金のお支払いの対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合:工事(建設工事保険)

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

工事物件の補償

基本補償／水災危険に対する補償

- ①加入者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ②風、雨、雹(ひょう)、砂塵(さじん)の吹込みまたは漏入^(注1)によって生じた損害
 - ③戦争、革命、内乱、暴動または官公庁による差押え・没収・破壊(ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。)によって生じた損害
 - ④テロ行為等によって生じた損害(保険金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。)
 - ⑤サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害。ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。
 - ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ⑦核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
 - ⑧保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
 - ⑨湧水の止水または排水費用
 - ⑩芝、樹木その他植物に生じた損害
 - ⑪初年度契約の申込日以前(申込日を含みます。)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故^(注2)により生じた損害
 - ⑫地盤注入費用
 - ⑬損害発生後30日以内に知ることができなかつた盗難の損害
 - ⑭残材調査の際に発見された紛失・不足の損害
 - ⑮保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害。ただし、火災、破裂、爆発によってその使用部分に生じた損害を除きます。
 - ⑯工事用仮設材として使用される矢板・くい・H型鋼その他これらに類する物の打込み・引抜きの際に生じた曲損・破損または引抜き不能の損害
 - ⑰保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化の損害
 - ⑱完成期限または納期の遅延、能力不足その他債務不履行により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ⑲基礎・支持地盤等の支持力不足によって沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用
- (注1)保険の対象または保険の対象を収容する建物が台風、旋風、暴風、暴風雨、突風、雹(ひょう)その他の風災または雹(ひょう)災によって直接破損したために不測かつ突發的な事故が生じた場合を除きます。
- (注2)その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。

雪災危険に対する補償

上記保険金をお支払いしない主な場合のほか、下記の損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ①温度変化・湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害
- ②コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害

一部使用による火災危険に対する補償

上記保険金をお支払いしない主な場合のほか、下記の損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ①保険の対象である工事の対象物が工事以外の用途に使用され、その使用部分に対して保険金を支払う場合、その使用部分を使用する方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

荷卸危険に対する補償

上記保険金をお支払いしない主な場合と同様です。

陸上輸送危険に対する補償

上記保険金をお支払いしない主な場合のほか、下記の損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ①荷づくりの欠陥に起因して生じた損害
- ②運送の遅延による損害

メインテナンス期間に関する特約(リミテッド・メインテナンス)

上記保険金をお支払いしない主な場合のほか、下記の損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ①被保険者が法律上または工事の請負契約上、発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
- ②日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラースケールが進行した結果その部分に生じた損害
- ③腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによってその部分に生じた損害
- ④工事の対象物の沈下によって生じた損害
- ⑤工事の対象物の設計、材質または製作の欠陥によって生じた損害

建設用工作車補償特約

上記保険金をお支払いしない主な場合のほか、下記の損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ①保険期間開始前に既に建設用工作車に存在し、かつ保険契約者、被保険者もしくは工事現場責任者が知っていたまたは重大な過失によって知らなかつた欠陥によって生じた損害
 - ②建設用工作車の電気的または機械的事故によってその建設用工作車に生じた損害
 - ③紛失、置き忘れ、詐欺または横領によって生じた損害
 - ④保険契約者または被保険者^(注)の職員、従業員、特別雇用人もしくは同居の親族または建設用工作車の管理を委託された者の役職員、従業員もしくは特別雇用人が自らを行い、または加担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
 - ⑤よごれ、しみまたは焦げなどの単なる外観上の損傷であって、建設用工作車の機能に直接関係のない損害
 - ⑥腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによって、その部分に生じた損害
 - ⑦日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラースケールが進行した結果その部分に生じた損害
- (注)保険契約者または被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

物価上昇等の調整に関する特約

上記保険金をお支払いしない主な場合と同様です。

保険金をお支払いしない主な場合:賠償責任(1)

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

共通

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ②被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⇒工事遅延損害補償特約(自動セット)においては適用されません。
- ③被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⇒管理財物損壊補償特約・借用財物損壊補償特約(自動セット)・受託物損壊補償特約(オプション)により一部が補償の対象となります。
- ④被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- ⑦地震、噴火、洪水、津波または高潮などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑧液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不足かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- ⑨原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン、トリウム、ブルトンウムおよびこれらの化合物並びにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)
- ⑩直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿織維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散
- ⑪直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害(サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた借用財物の損壊に起因する損害を除きます。)

等

基本補償：請負業者賠償責任保険

- ①被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
⇒「地盤崩壊危険補償特約」(オプション)により、一部が補償の対象となります。
- ②被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
⇒「地盤崩壊危険補償特約」(オプション)により、一部が補償の対象となります。
- ③被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
⇒「地盤崩壊危険補償特約」(オプション)により、一部が補償の対象となります。
- ④被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務(下請業務を含みます。)に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑥パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦自動車・原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、走行中を除き出張修理・整備を目的として一時的に管理している場合や、貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を除きます。
 - ※工作車(ブルドーザー、パワーショベル等。ダンプカーは含みません。)に起因する賠償責任については、工事・仕事を行っている不特定多数の人が出入りすることを制限されている作業場内および施設内での事故に限り、保険金をお支払いします。ただし、損害の額がその自動車に締結されている(締結すべき)自賠責保険(責任共済を含みます。)および自動車保険(自動車共済を含みます。)により支払われる保険金と免責金額の合算額を超過する場合に、その超過額のみに対して保険金が支払われます。
 - ⇒「借用財物損壊補償特約」(自動セット)により一部が補償の対象となります。
- ⑧仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し)または放棄の後に、仕事の結果に起因する損害賠償責任
⇒生産物賠償責任保険で補償の対象となります。(プランA、プランDのみ)
- ⑨被保険者の占有を離れた施設外にある財物に起因する損害賠償責任
⇒生産物賠償責任保険で補償の対象となります。(プランA、プランDのみ)
- ⑩じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑪騒音に起因する損害賠償責任
- ⑫塗料(塗料またはその他の塗装用材料)の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装(吹付けを含みます。)作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。
- ⑬直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a)医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b)はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ⑭被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害。

等

保険金をお支払いしない主な場合:賠償責任(2)

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

管理財物損壊補償特約

- ①被保険者が第三者から借用中の財物に対する損害
⇒借用財物損壊補償特約(自動セット)により、一部が補償の対象となります。
- ②被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。)に対する損害
- ③被保険者の所有するまたは貸借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物に対する損害
⇒受託物損壊補償特約(オプション)により一部が補償の対象となります。
- ④被保険者が運送または荷役のために受託している財物に対する損害
- ⑤補償管理財物(管理財物損壊補償特約をセットすることにより補償される管理財物。以下同様です。)の使用不能に起因する損害
- ⑥被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取に起因する損害
- ⑦被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- ⑧補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ⑨補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害
- ⑩補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- ⑪被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する損害

等

借用財物損壊補償特約

- ①借用財物の使用不能に起因する損害
- ②借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊(滅失、破損または汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- ③借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊(滅失、破損または汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- ④電気的または機械的原因により生じた借用財物の損壊(滅失、破損または汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- ⑤傷などの外観上の損壊(滅失、破損または汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊に起因する損害
- ⑥借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊(滅失、破損または汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- ⑦被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する借用財物の損壊(滅失、破損または汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- ⑧借用財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ⑨借用財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害

等

受託物損壊補償特約、受託物損壊補償特約(3倍型)(オプション)

- ①発注者または受託物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された受託物の損壊(滅失、破損または汚損)
- ②他の財物に組み込まれた後に発見された受託物の損壊(滅失、破損または汚損)
- ③被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または使用に供する受託物の損壊(滅失、破損または汚損)
- ④受託物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ⑤受託物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発

等

地盤崩壊危険補償特約(ベーシック)、地盤崩壊危険補償特約(プレミアム)(オプション)

- ①地盤の崩壊による河川または堤防の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害賠償責任
- ②被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ③保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ④被保険者と発注者を同じくする他の請負業者(その業者の下請業者を含みます。)が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤薬液注入にかかる費用
- ⑥設計変更または工事変更のための費用

等

基本補償：生産物賠償責任保険（プランA・D）

- ①次の財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。)に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
- ◇生産物
- ◇仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)
- ②被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ③被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- ④保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- ⑤次のいずれかに該当する場合
- ◇この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた^(注)とき
- ◇この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた^(注)とき
- (注)知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。
- ⑥事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物(生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。)の回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。)およびそれらの回収措置に起因する損害
- ⑦事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- ⑧生産物が成分、原材料または部品等として使用された(生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的とおりに使用されたときを含みます。)財物(以下「完成品」といいます。)の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害。
ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- ⑨生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
- ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物(以下「製造品・加工品」といいます。)の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。
ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- ⑩医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- ⑪直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
- ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
- ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- ⑫保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- ⑬LPガス販売業務の結果に起因する損害

等

拡張補償：人格権侵害

- ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害賠償責任
- ②直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

等

拡張補償：広告宣伝活動による権利侵害

- ①事実に反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任
- ②商標、商号、営業上の表示等の侵害によって生じた損害賠償責任。ただし、表題または標語の侵害を除きます。
- ③宣伝価格の誤りによって生じた損害賠償責任
- ④被保険者の業務が広告、放送または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任

等

保険金をお支払いしない主な場合:賠償責任(3)

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

拡張補償：使用不能損害

- ①普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」を使用不能にしたことによって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ②生産物特別約款第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する生産物または仕事の目的物を使用不能したことによって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ③完成品を使用不能にしたことによって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ④製造品・加工品を使用不能にしたことによって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑤被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した損害

等

拡張補償：生産物自体の損害（プランA・D）

- ①被保険者が事故原因生産物以外の他人の財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について法律上の損害賠償責任を負担する場合、その他の財物が完成品であるとき
- ②被保険者が事故原因生産物以外の他人の財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について法律上の損害賠償責任を負担する場合、その他の財物が製造品・加工品であるとき

等

拡張補償：被害者治療費

次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等

- ①治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の故意
- ②保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の同居の親族または別居の未婚の子の行為
- ④被害者の心神喪失
- ⑤被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

等

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。
また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

事故発生時の対応方法

保険事故に関する手続きは、被保険者（会員企業）と引受保険会社の間で行います。

事故報告

事故が発生した時は、慌てず落ち着いて次の処置を行った上で速やかに木住協工事総合保険事務局（㈱新都心エージェンシー）または三井住友海上火災保険㈱にご連絡ください。保険金請求手続きについて詳しくご案内いたします。

①損害の発生
および
拡大の防止

②相手の確認

③目撃者の確認

事故発生時の連絡先

三井住友海上火災保険㈱
火災新種損害サポート部第一保険金お支払いセンター

TEL : 03-3259-6727 FAX : 03-3259-7198
(電話受付時間：平日午前9時～午後5時)

夜間・休日のご連絡は以下にお願いします。

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料) へ

事故相談

賠償事故の場合、保険会社が事故解決に向けて十分にご相談に応じさせていただきます。事故状況から判断した法律上の賠償責任の有無や過失割合および賠償額が妥当か否かについて検討し、アドバイスいたします。

<示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。>

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

保険金のお支払い

事故のご連絡をいただいた後、ただちに保険会社から保険金請求書類をお送りします。保険会社等による損害状況確認後、必要書類記載の上、保険会社へご返送いただきますようお願いいたします。必要手続き完了後、速やかに保険金をお支払いいたします。

Q & A

補償内容について

Q1 建売住宅（請負では無く、住宅建築業者が自ら建築し販売した住宅）は本保険の対象となるか？

A1 本保険は請負工事（注文住宅等）だけでは無く、建売住宅も対象となります。また、住宅完成後（工事終了後）から引渡しまでの間についても、工事対象物への補償は1年間補償いたします。

Q2 解体のみを行う工事は対象外となっているが、解体工事・新築工事を同一業者で行うが、請負契約が分かれている場合、解体工事は新築工事の請負契約の覚書となっている場合等は、解体工事は対象となるか？

A2 解体工事部分は対象外となります。

Q3 元請業者が発注者にケガをさせてしまった場合、補償対象となりますか？

A3 元請業者がご加入者（記名被保険者）の場合、請負業者賠償責任保険で対象となります。

Q4 請負契約書上、工事の対象物の引渡し後の一定期間中（メインテナンス期間中）に請負人が負うべき保証責任がある場合、不測かつ突発的な事故により住宅について生じた損害を補償するものはあるか？

A4 ①請負契約書に従って行う補修作業中に、作業の拙劣または過失により発生した損害、②建築期間中の「施工の欠陥」が原因で発生した損害を補償（補償期間1年）するオプションを別途ご用意しています。詳しくは、事務局または引受保険会社までお問合せください。

Q5 対象となる工事でリフォーム工事は含まれますか？

A5 含まれます。

Q6 対象となる工事で土木工事単体業務は含まれますか？

A6 賠償責任保険においては含まれます。
2023年度より補償対象となりました（工事保険では引き続き対象外）。

Q7 施設賠償責任補償の対象施設は何ですか？

A7 会員企業が建築・販売業務^(注)遂行のために所有・使用または管理する日本国内に所在するすべての施設となります。

例：事務所、モデルルーム、看板、のぼり 等

^(注)建築・販売業務には増築、改築、内・外装または修繕工事を含みます。

手続きについて

Q8 保険期間の中途からの加入はできますか？

A8 できます。但し、希望する保険開始日の1ヶ月前までに加入申込票の提出、提出後2週間以内に協会へ保険料の振込みをお願いします。中途加入の場合、保険料は月割となりますので、保険終了日4月1日までの残りの月数分をお支払いください。現在ご加入の保険と切れ目が発生しない様にご手配ください。

Q9 加入を検討するにあたり、詳細の商品説明、現在加入している保険の診断等、面談による説明を希望するが対応可能か？

A9 気軽に事務局の「(株)新都心エージェンシー」までご相談ください。新都心エージェンシーまたは引受保険会社がお伺いさせていただきます。なお、地域・訪問日によっては、(株)新都心エージェンシーが提携する現地の保険代理店がご訪問させていただくこともありますので、予めご了承ください。

Q10 保険始期日4月1日の加入を考えているが、1月決算のため、申込手続き期間までに決算書（損益計算書等）の作成が間に合わず、対象工事の完成工事高が把握できない。完成工事高の申告はどうすればよいか？

A10 見積依頼時点で把握できている最近の会計年度（1年間）の対象工事の完成工事高をご申告ください。但し、翌年度以降は、前年度に使用した会計年度（N年度）の次の会計年度（N+1年度）の対象工事の完成工事高を申告してください。

Q11 変更手続きに関して注意点はありますか？

A11 本保険は自動継続ではありません。については、次回変更時には、今回募集時と同様の申し込み手続きを改めて行っていただきます。

見積依頼書・加入申込票の記入方法について

Q12 見積依頼書、加入申込票にある「把握可能な最近の会計年度（1年間）の数値」欄へは、何の金額を記入すればよいですか？

A12 把握可能な最近の会計年度（1年間）^(注)における対象業務の完成工事高・売上高をご記入ください（物販等の保険の対象外の売上が合算されている場合は差し引いてください）。また、下記の点、特にご注意ください。なお、数値の確認のため、ご加入の際には損益計算書等の根拠資料の閲覧やご提出をお願いさせていただきます。

- 請負契約金額に支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算してください。（賠償責任保険については「完成工事高・売上高」を、建設工事保険については「完成工事高・売上高+支給材料の金額」を採用します）
- 除外工事の金額が算入されている場合は、その金額を差し引いてください。
- 保険の対象に分譲住宅（建売住宅および宅建業者（発注者）が販売する住宅）を含める場合は、その分譲住宅の建設に関わる費用を加算してください。
- 完成工事高は千円単位でご申告ください。千円未満の端数処理は切り捨てでお願いします。

（注）不明点は、次ページのお問い合わせ窓口までご確認ください。

加入手続きについて

1

「見積依頼書」に必要事項を記入の上、
木住協へFAXしてください。

FAX : 03-5114-3020

2

運営事務局の新都心エージェンシーより、「保険料見積書」をご案内します。
訪問・電話等でのご説明もさせていただきますので、お気軽にお問合せください。

3

ご加入を希望される場合、「加入申込票」に必要事項を記入し、木住協までご提出ください。
※自動継続ではありませんので、新規加入・継続加入を問わず、
必ず全ての会員に「加入申込票」をご提出いただきます。

締切日3月14日(金)

●加入申込票送付先

〒106-0032 東京都港区六本木1-7-27 全特六本木ビルWEST棟2階
一般社団法人日本木造住宅産業協会 事業推進部
TEL : 03-5114-3017 FAX : 03-5114-3020

4

保険料を下記口座へお振込ください。

締切日3月21日(金)

●保険料振込み先口座

三井住友銀行 東京公務部 普通預金505055
口座名義：(一社)日本木造住宅産業協会

5

加入者証をお届けします。

※加入者証がお手元に届くまで、1ヶ月ほどかかる場合があります。それまでに加入内容を示すものが
必要な場合は、運営事務局へご連絡ください。

木住協工事総合保険 お問合せ窓口

保険内容

〈代理店・扱者(幹事)〉 木住協工事総合保険運営事務局

：株式会社新都心エージェンシー(担当:村松、浅原、工藤)

〒163-0436 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング36階
TEL : 03-3345-7682 FAX : 03-5323-7765
MAIL:muramatsu@shintoshin-ag.co.jp

〈引受保険会社〉 三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL : 03-3259-6681 FAX : 03-3259-7213

制度運営

一般社団法人日本木造住宅産業協会 事業推進部

〒106-0032 東京都港区六本木1-7-27 全特六本木ビルWEST棟2階
TEL : 03-5114-3017 FAX : 03-5114-3020

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。